

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年2月16日(2017.2.16)

【公表番号】特表2016-506941(P2016-506941A)

【公表日】平成28年3月7日(2016.3.7)

【年通号数】公開・登録公報2016-014

【出願番号】特願2015-555630(P2015-555630)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	47/14	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2017.01)
A 6 1 K	31/192	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00
A 6 1 K	47/14
A 6 1 K	47/34
A 6 1 K	31/192
A 6 1 K	9/08
A 6 1 K	9/20
A 6 1 P	29/00
A 6 1 P	37/02

【手続補正書】

【提出日】平成29年1月12日(2017.1.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医薬組成物であって、

a) 抗炎症活性を有する治療化合物と、

b) 約30重量%～約95重量%の薬学的に許容可能なアジュバントであって、前記薬学的に許容可能なアジュバントが少なくとも約30重量%のハードファットを含む、約30重量%～約95重量%の薬学的に許容可能なアジュバントと、
を含み、

約15以下の温度で固体となるように製剤化されており、且つ25以上的融点を有する、

医薬組成物。

【請求項2】

前記治療化合物は、非ステロイド性抗炎症薬(NSAID)、PPAR アゴニスト、核受容体結合剤、抗高脂血症剤、またはそれらの任意の組み合わせを含む、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記ハードファットはトリグリセリドを含む、請求項1または2に記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記トリグリセリドは、41～45の融点を有する飽和C₁₀～C₁₈トリグリセリドの混合物を含む、請求項3に記載の医薬組成物。

【請求項5】

前記ハードファットは、約30重量%～約50重量%または約35重量%～約45重量%の量である、請求項1～4のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項6】

前記薬学的に許容可能なアジュバントは、モノグリセリドを含む液体油脂をさらに含み、前記液体油脂は少なくとも15重量%の量である、請求項1～5のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記モノグリセリドはグリセリルモノリノレアートを含む、請求項6に記載の医薬組成物。

【請求項8】

前記液体油脂は、ジグリセリド、トリグリセリド、またはそれらの任意の組み合わせをさらに含む、請求項6または7に記載の医薬組成物。

【請求項9】

前記液体油脂は少なくとも20重量%の量である、請求項6～8のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項10】

前記液体油脂は約15重量%～約25重量%の量である、請求項6～8のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項11】

薬学的に許容可能な溶媒をさらに含み、前記薬学的に許容可能な溶媒は約1重量%～約50重量%の量である、請求項1～10のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項12】

前記薬学的に許容可能な溶媒は、薬学的に許容可能なアルコール、薬学的に許容可能なポリプロピレングリコール(PPG)ポリマー、薬学的に許容可能なポリエチレングリコール(PEG)ポリマー、またはそれらの任意の組み合わせを含む、請求項11に記載の医薬組成物。

【請求項13】

前記PEGポリマーは、液体のPEGポリマーである、請求項12に記載の医薬組成物。

【請求項14】

前記薬学的に許容可能なPEGポリマーは約2,000g/mol未満である、請求項13に記載の医薬組成物。

【請求項15】

前記液体のPEGポリマーは、PEG100、PEG200、PEG300、PEG400、PEG500、PEG600、PEG700、PEG800、PEG900、PEG1000、またはそれらの組み合わせである、請求項13または14に記載の医薬組成物。

【請求項16】

前記PPGポリマーは、液体のPPGポリマーである、請求項12に記載の医薬組成物。

【請求項17】

前記薬学的に許容可能なPPGポリマーは約2,000g/mol未満である、請求項16に記載の医薬組成物。

【請求項18】

前記液体のPPGポリマーは、PPG100、PPG200、PPG300、PPG4

0 0 、 P P G 5 0 0 、 P P G 6 0 0 、 P P G 7 0 0 、 P P G 8 0 0 、 P P G 9 0 0 、 P P G 1 0 0 0 、 またはそれらの組み合わせである、請求項 1 6 または 1 7 に記載の医薬組成物。

【請求項 19】

前記薬学的に許容可能な溶媒は、約 4 重量 % ~ 約 3 0 重量 % 、約 6 重量 % ~ 約 2 0 重量 % 、約 8 重量 % ~ 約 1 5 重量 % 、約 7 重量 % ~ 約 1 3 重量 % 、約 8 重量 % ~ 約 1 2 重量 % 、または約 9 重量 % ~ 約 1 1 重量 % の量である、請求項 1 1 ~ 1 8 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

【請求項 20】

慢性炎症の治療のための請求項 1 ~ 1 9 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物の使用。

【請求項 21】

前記慢性炎症が、組織炎症、全身性炎症、自己免疫疾患または非自己免疫疾患である、請求項 2 0 に記載の使用。

【請求項 22】

前記慢性炎症が、関節炎、筋疾患、血管炎、皮膚疾患、胃腸障害、心臓血管疾患、癌、薬理学的誘導炎症、感染症、組織もしくは器官の損傷、移植拒絶反応、移植片対宿主病、T h 1 媒介炎症性疾患、または慢性神経性炎症に付随する、請求項 2 0 に記載の使用。